

大阪府盲ろう者通訳・介助者現任研修に受講免除等の規定が設けられました

大阪府は、令和元年度大阪府障がい者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、下記の取扱いを決定しましたのでご案内します。

1 現任研修の受講を免除する者について

改正前	改正後
必修講義1日・選択講義1日の計2日の受講が必要	次の要件を全て満たすものは、現任研修の受講を全て免除する。 ・年間を通じて概ね月1回以上の派遣又はそれと同等の実績のある通介者であること。 ・盲ろう者等社会参加支援センター又は同センター連携機関の事前承認を得ていること。

2 当該年度に全日程のカリキュラムを受講できない者の取扱いについて

- 現任研修を受講すべき年度（登録期限が切れる年度）に2日間のうち1日は必ず受講しなければならない。2日とも受講しない者は、その年度末をもって、登録の効力を失う。
- 当該年度に2日間のうち1日を受講した者は、通介者登録証に「□年度現任研修未受講」と記載し、当該通介者が翌年度中に、前年度の未受講部分を受講した場合、「□年度現任研修未受講」の部分を削除する。ただし、翌年度中に未受講部分を受講しない者は、その年度末をもって、当該効力を失う。

3 研修内容の一部変更について

- これまで選択講義として実施してきた手話通訳講習と点字通訳講習を現地参加するものに変更（共に生きる障がい者展への参加など）する。

なお、現任研修の対象者には、開催案内を送付するとともに、免除対象者等には免除案内等を送付します。